

# 社会教育指導の重点

## 平成22年度の努力点

社会教育は、憲法と教育基本法に基づき、基本的人権を尊重し、明るく豊かな文化的生活の確立を目指す相互教育活動である。

近年の科学技術の進歩と、高度情報化、国際化、高齢化する社会の中で活力とうるおいのある未来をつくるとともに住民一人ひとりが個性や能力を伸ばし、主体的に生き抜き創造性にあふれる人間形成を目指すために、様々な教育機能を有機的に関連づけ、総合的に整備・充実して、生涯学習の振興に努める。さらに「井手町人権教育・啓発推進計画」の趣旨を踏まえ、同和問題など様々な人権問題についての啓発と学習活動の推進を図る。

そのため、「京都府の指導の重点」及び『「京の子ども、夢・未来」プラン21 一京都府の教育改革一』に基づき、井手町住民憲章の理念を具現化するため住民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実を図るとともに、以下のことを重点課題として社会教育の充実に努める。

### 生涯学習社会の実現

#### 1. 生涯学習の振興

『京都府生涯学習振興基本構想』（京都OWN学習プラン）を指針として、住民が心豊かで充実した生活を求めて、生涯にわたる多様な学習活動が主体的に行える生涯学習社会を実現するため、地域の特性を生かした学習環境を整備し、その充実に努める。

#### 具体的対応

- (1) 社会教育と学校教育との連携の強化に努め、学校などを社会教育活動の場として積極的に活用し、生涯の各時期に応じた学習機会の拡充を図る。
- (2) 『井手町文化祭』を生涯学習の発表の場として位置付け、住民の自発的な学習活動の促進に努めるとともに、国際理解、環境、情報などの現代的課題に関する学習活動を推進する。
- (3) 生涯学習・社会教育における指導者の養成と確保に努め、学習の成果を生かす場や機会の充実に努める。
- (4) 社会教育委員の専門性を生かし、地域の実態に即した計画的な生涯学習活動を推進する。
- (5) 生涯学習を支える社会教育活動の促進に必要な調査・研究を進め、住民の自発的な学習を支援する広域的な情報の提供と相談体制の充実に努める。
- (6) 多様な学習ニーズに対応するため、他の行政機関などとの連携を図り、NPOなど民間の教育活動も視野に入れた生涯学習推進体制の充実に努める。
- (7) 生涯学習の振興を目的に大学等との間に社会人推薦制度の協定を結び、その制度の活用を図る。

#### ボランティア活動の振興

- (1) ボランティア活動に関する情報提供や相談に応じるため、他の市町村や関係機関・団体などとの連携の強化に努める。
- (2) 社会教育施設や社会教育事業などにおけるボランティア活動を促進するため、研修機

会などの充実を図る。

- (3) 社会全体でボランティア活動を推進していく気運の醸成に努める。

#### 情報・コミュニケーション技術の活用

- (1) インターネットや衛星通信などを利用した教育システムの活用の促進に努める。
- (2) 生涯学習関連施設等において情報収集活用能力を身につける学習機会の充実に努める。
- (3) 情報化時代に対応するために、IT機器の有効活用を図る。

## 2. 現代的課題に関する学習活動の推進

生涯にわたる自発的な学習活動の促進に努めるとともに、国際理解、環境、情報などの現代的課題に関する学習活動を推進する。

#### 具体的対応

- (1) 我が国の文化や伝統を理解し尊重するとともに、異なる文化や習慣を持った人々と共に暮らす地域づくりに向け、国際理解に関する学習活動の充実を図る。
- (2) さまざまな環境問題や人間と環境とのかかわりについて正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な循環型社会の基盤づくりに主体的に参画できる人材育成に向けた学習活動の充実に努める。
- (3) 高度情報化が進展する中で情報の果たす役割や影響を理解するとともに、情報モラルの確立や情報活用に関する学習活動の充実に努める。
- (4) 社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するため、多様な情報や学習プログラムの提供に努め、学習機会の充実を図る。
- (5) 高齢者がいきいきと生活するための多様な学習機会の提供に努めるとともに、地域活動など学習成果を生かした社会参加活動の促進に努める。
- (6) 障害のある人の自立と社会参加を促進し、地域の人々と共に支え合いながら社会の一員として充実した生活を営める環境づくりに向けて、各関係機関・団体との連携を図るとともに、学習機会の充実に努める。

## 3. 社会教育関係団体などとの連携・協力

住民の生涯にわたる学習機会の拡充や地域社会の形成を図る上で、社会教育団体などの果たす役割は重要であり、団体の自主性を尊重しつつ、その活動の意義を重視し、活性化に努めるとともに、一層の連携・協力を進める。

#### 具体的対応

- (1) 社会教育団体の実態を踏まえ、学習課題の設定や学習プログラムの編成ができるよう、指導・援助に努める。
- (2) 社会教育団体が主体的に活動できるよう、相談への適切な対応や情報提供に努める。
- (3) 社会教育活動の推進を図るため、関係機関との連携の強化に努める。

## 4. 社会教育施設・設備の総合的な活用

生涯学習活動の拠点である山吹ふれあいセンターの機能の充実を図るとともに、他の社会教育施設の特性を生かした総合的な活用を促進する。

## 具体的対応

- (1) インターネットやパソコン通信等情報システムの設備・充実を図り、情報の提供と相談体制の充実に努める。
- (2) 住民の生涯学習に対応できる学習施設・設備の整備・充実と有効的な活用を促進する。
- (3) 社会教育施設間や他の行政機関などが所管する関連施設との積極的な連携に努める。
- (4) 住民の学習ニーズに応え、視聴覚教材などの学習資料の整備・充実に努める。

## 人権教育の推進

### 同和・人権問題の解決に向けた学習活動の推進

「井手町人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、人権が尊重される社会の実現に向け、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通して同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、住民の学習意欲などを踏まえた実践につながる自発的な学習活動を推進する。

## 具体的対応

- (1) 同和問題の正しい理解と認識を深めるための学習機会を拡充するとともに、その取組を通して人権意識の高揚に努める。
- (2) 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の活性化を図るため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上に努める。
- (3) 町内での学習活動を効果的に推進するため、井手町同和問題啓発推進本部をはじめ学校及び関係機関と連携した総合的な取組の推進に努める。
- (4) 女性及び青少年等の自主的組織的学習活動を促進するとともに、地域の実態を踏まえた教材の充実を図り、学習内容や方法などの工夫改善に努める。
- (5) 「井手町人権教育・啓発推進計画」に基づき啓発活動の推進に努める。

## 家庭・地域社会の教育力の向上

### 1. 家庭の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭教育の役割を明確にし、家庭の教育力の向上を図るための学習活動を推進するとともに、保育園・学校及び地域社会と連携した家庭教育の総合的な振興を図る。

## 具体的対応

- (1) 生命を大切にすする心、思いやりの心など豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習機会の充実に努める。
- (2) 子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を進めるための学習活動「家庭教育学級」を推進するとともに、親やこれに準ずる人の役割や協力の重要性についての理解の促進に努める。
- (3) 子どもの将来にわたる心身の健康と豊かな人間性をはぐくむため、食習慣をはじめ

とする基本的な生活習慣の形成の重要性について理解の促進を図る。

- (4) 井手町こどもの読書活動推進計画を踏まえ、子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期から家庭における読み聞かせを行うなど、読書活動の重要性について理解の促進を図る。
- (5) 子育ての悩みや不安に対応するため、子育てなどに関する情報の提供に努めるとともに、地域の実態を踏まえた身近な場での交流や相談活動を推進する。
- (6) 家庭教育に関する資料などを活用し、学習活動の充実に努める。
- (7) 家庭教育に関する講座やPTA活動などへの積極的な参加を促進するとともに、保育園・学校、地域社会及び関係機関・団体との連携に努める。

## 2. 地域社会の教育力の向上

地域の人々の力を結集し、地域社会で青少年が様々な人々と絆を強め、豊かな社会体験活動ができる機会の拡充に努めるとともに誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりを推進する。

### 具体的対応

- (1) 『子ども会育成協議会』と連携し、子ども会活動の充実に努め、子どもの自発性や活動性を養うとともに、創造性や連帯性などが育つよう努める。
- (2) 『青少年を育てる会』と連携し、青少年の健全育成のための諸活動を積極的に推進する。
- (3) 家庭、地域社会、学校や関係団体と連携を深め、地域総がかりで青少年の健全育成に努める。
- (4) 土曜日等を有効に活用した取組として、「IDEゆうゆうスポーツクラブ」や「いづみ児童館」事業の積極的な活用を図る。
- (5) 「放課後子どもプラン」推進のため、「井手町放課後児童クラブ」の充実に努めるとともに、「放課後子ども教室」推進のため、「きらきらランド」の充実に努める。安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)として、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組む。
- (6) 学校で取り組んでいる『あいさつ運動』を地域住民にも広げ、子ども達とのふれあいを深め、地域全体で子どもを見守り、育てる取組を推進する。

## 文化・スポーツの振興

### 1. 文化活動の促進

生活にうるおいと喜びをもたらす、豊かな人間性をはぐくむため、地域における文化活動の促進に努める。

### 具体的対応

- (1) 文化活動に関する情報提供や芸術文化にふれる機会の提供に努める。
- (2) 文化活動団体と連携し、地域の文化活動の活性化に努める。
- (3) 住民の文化活動の拠点となる山吹ふれあいセンター等の有効的な活用に努める。
- (4) 国際理解のための学習を進め、新しい文化の創造に努める。
- (5) 『井手町文化祭』・『井手町解放文化祭』を中心に文化活動の推進に努める。
- (6) 住民とともに、音楽芸術にふれる機会を提供する『山吹ふれあいコンサート』の充

実に努める。

- (7) 平成23年に開催される「第26回国民文化祭・京都2011」に向けて、本年度はプレ大会を開催し、本大会の成功を目指す。
- (8) 国民文化祭を契機として、地域文化の活性化と文化の向上のため文化協会の設立を図る。

## 2. 文化財の保護と活用

町内には、本町の歴史を考える上で欠くことのできない資料である文化財が豊富にある。これらを含む町内の文化遺産は、文化の向上と発展の基礎をなすものであり、現在に受け継がれている貴重なものとして、文化財保護を推進するとともに、住民生活の向上に役立つような活用を図る。

### 具体的対応

- (1) 「井手町文化財保護条例」の趣旨に基づき文化財を調査し、所有者などがその保護と活用に努めるよう理解と協力を促しながら井手町文化財の指定を進める。
- (2) 文化財に指定されないまでも広く住民に親しまれている文化遺産・歴史的景観を大切にし、郷土愛の心を育て、文化財を次代へ引き継ぐため普及活動に努める。
- (3) 関係機関等と連携し、地域の歴史や文化の特性を生かした資料の調査収集、展示などを行い、住民の生涯学習の振興に努める。
- (4) 文化庁・京都府と連携し、文化財保護を推進し、「井手町文化財保護条例」に基づく保護施策を促進する。
- (5) 町内にある文化財の保護と活用を図るため、所有者及び関係機関・団体との連携に努める。
- (6) 周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為に対し、所有者及び関係機関・団体と連携し、円滑に対応できるよう必要な措置を講じる。
- (7) 本町の埋蔵文化財の保護と活用を図るために、井手(堤)寺跡、石橋瓦窯跡などの発掘調査を計画的に実施するとともに、成果をまとめる。

## 3. 生涯スポーツの推進

健康でいきいきと生きがいを持って暮らせる社会づくりに向け、スポーツ活動の実践及びさまざまな関わりを通して豊かなスポーツライフを築き、生涯スポーツ社会の実現を目指す。

### 具体的対応

- (1) 住民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」取り組むことができる生涯スポーツを推進する。
- (2) 「する」・「みる」・「ささえる」スポーツを推進し、スポーツに対する関わり方の拡大に努める。
- (3) 体育指導委員・体育協会との連携のもとに、スポーツイベントの充実を図るなど、住民がスポーツに興味・関心を持てる機会や場の提供に努める。
- (4) 子どもたちが、幼児期から家庭や地域で運動やスポーツに親しみ体を動かす楽しさを味わうことのできる環境づくりに努める。
- (5) 住民のスポーツニーズに対応するため、スポーツ活動の企画・運営者、指導者、ボランティア等の育成に努める。
- (6) 「IDEゆうゆうスポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)」の活動を通して、スポーツの裾野を広げるとともに、地域コミュニティの形成に努める。